

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第17号

香川県出先機関事務決裁規則の一部を改正する規則
香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表1（第2条、第6条関係）				別表1（第2条、第6条関係）			
出先機関及び代決者				出先機関及び代決者			
出先機関名		代決者		出先機関名		代決者	
		第1順位	第2順位			第1順位	第2順位
略				略			
健康福祉部	略	次長	主管課長	健康福祉部	略	次長	あらかじめ所長が指定する職員
	※香川県子ども女性相談センター西部子ども相談センター				※香川県子ども女性相談センター西部子ども相談センター		
略				略			
	香川県障害福祉相談所	次長	主管課長		香川県障害福祉相談所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
略				略			
商工労働部	香川県大阪事務所	副所長	主管課長	商工労働部	香川県大阪事務所	次長	あらかじめ所長が指定する職員
略				略			
農政水産部	略	次長	主管課長	農政水産部	略	主管課長	総務課長
	香川県西讃土地改良事務所				香川県西讃土地改良事務所		
略				略			
備考				備考			
略				略			
別表2（第3条、第4条関係）				別表2（第3条、第4条関係）			
出先機関共通決裁事項				出先機関共通決裁事項			
関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分
			所長等				課長等
1～3 略				1～3 略			
4 建設工事執行関係事務	(1) 1件7,000万円未満の工事（以下この関係事務において「所管工事」という。）の施行又は変更を決定すること。	略		4 建設工事執行関係事務	(1) 1件5,000万円未満の工事（以下この関係事務において「所管工事」という。）の施行又は変更を決定すること。	略	

	(2)～(9) 略	
	備考 略	
5・6	略	
7 財務関係事務	(1)～(5) 略	
	(6) 予算の令達額の範囲内における支出負担行為（工事施行に伴う委託料に係る支出負担行為にあっては、1件1,000万円未満とする。）及び支出の命令をすること。	略
	(7)～(26) 略	
	備考 略	

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法 規…土地改良法施行細則	(1) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。（法18条17項、84条）	略			
		(2) 土地改良区又は土地改良区連合について、承認の決議があったときの決算関係書類の提出を受けること。（法29条の2第4項、84条）	○			○
	(3)～(11) 略					
	(12) 土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者から規約その他の届出を受けること。（規2条、3条、4条2項、7条、10条）	略				
	(13) 略					
		(14) 公告を行うこと（(1)、(5)及び(9)の届出並びに(3)、(4)及び(7)の認可に係るものに限る。）。（法8条6項、18条18項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項）	略			
2～その他	略					

	(2)～(9) 略	
	備考 略	
5・6	略	
7 財務関係事務	(1)～(5) 略	
	(6) 予算の令達額の範囲内における支出負担行為（工事施行に伴う委託料に係る支出負担行為にあっては、1件700万円未満とする。）及び支出の命令をすること。	略
	(7)～(26) 略	
	備考 略	

別表3（第3条、第4条関係）

小豆総合事務所の個別決裁事項

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分		
				所長等	次長	課長等
総務課	1 土地改良法関係事務法…土地改良法 規…土地改良法施行細則	(1) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。（法18条16項、84条）	略			
		(2)～(10) 略				
	(11) 土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者から規約その他の届出を受けること。（規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条）	略				
	(12) 略					
	(13) 公告を行うこと（(1)、(4)及び(8)の届出並びに(2)、(3)及び(6)の認可に係るものに限る。）。（法8条6項、18条17項、30条3項、48条9項・11項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項）	略				
2～その他	略					

環境 森林 課	1～6 略				
	7 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律	(1)～(21) 略			
	政…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 令 省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(22) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。(23)及び(28)の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法15条1項、15条の2の6第1項)	略		
8～13 略					
略					
用地 管理 課	1～15 略				
	16 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律 法…高齢者 障害者 等の移 動等の 円滑化 の促進 に関す る法律	(1)～(5) 略	(6) 認定協定建築主等に対し、 認定協定建築物の建築等又は 維持保全の状況について報告 を求めること。(法53条5項)		○
17～24 略					

環境 森林 課	1～6 略				
	7 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律	(1)～(21) 略			
	政…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 令 省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(22) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、廃水銀等の硫化施設、石綿溶融施設、PCB処理施設及び産業廃棄物の最終処分場を除く。(20)及び(25)の事項において同じ。)の設置又は当該施設において処理する産業廃棄物の種類等の変更を許可すること。(法15条1項、15条の2の6第1項)	略		
8～13 略					
略					
用地 管理 課	1～15 略				
	16 高齢者、 障害者等の 移動等の円 滑化の促進 に関する法 律 法…高齢者 障害者 等の移 動等の 円滑化 の促進 に関す る法律	(1)～(5) 略			
17～24 略					

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～6 略				
	7 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律 政…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 令 省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(1)～(21) 略	略		
		(22) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、 廃水銀等の硫化施設、石綿溶融施設、 P C B 処理施設及び産業廃棄物の最 終処分場を除く。(23)及び(28)の事 項において同じ。)の設置又は当該 施設において処理する産業廃棄物の 種類等の変更を許可すること。(法 15条1項、15条の2の6第1項)			
(23)～(42) 略					
8～11 略					
略					

10 略

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

別表4 (第3条、第4条関係)

小豆総合事務所以外の出先機関の個別決裁事項

1～8 略

9 保健福祉事務所

課名	関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
				所長等	課長等
略					
環境 管理 室	1～6 略				
	7 廃棄物の 処理及び清 掃に関する 法律関係事 務 法…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律 政…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 令 省…廃棄物 の処理 及び清 掃に関 する法 律施行 規則	(1)～(21) 略	略		
		(22) 産業廃棄物処理施設（焼却施設、 廃水銀等の硫化施設、石綿溶融施設、 P C B 処理施設及び産業廃棄物の最 終処分場を除く。(20)及び(25)の事 項において同じ。)の設置又は当該 施設において処理する産業廃棄物の 種類等の変更を許可すること。(法 15条1項、15条の2の6第1項)			
(23)～(42) 略					
8～11 略					
略					

10 略

11 子ども女性相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等

1	略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			
	(7) 児童虐待を行った保護者に対し、指導を受けるよう勧告し、又は必要な措置を講ずること (法11条3項・4項、16条1項・2項)	○	○	
	(8)～(11) 略			

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			
	(7) 児童虐待を行った保護者に対し、指導を受けるよう勧告し、又は必要な措置を講ずること (法11条3項・4項、16条1項・2項)	○	○	
	(8)～(11) 略			

13～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 土地改良法関係事務 (香川用水土地改良区に係る事務を除く。) 法…土地改良法条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1) 略			
	(2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。(法18条17項、84条)	略		
	(3) 土地改良区又は土地改良区連合について、承認の決議があったときの決算関係書類の提出を受けること。(法29条の2第4項、84条)	○		○
	(4)～(23) 略			
	(24) 土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規2条、3条、4条2項、7条、10条)	略		
	(25)・(26) 略			
	(27) 公告を行うこと ((2)、(11)及び(16)の届出、(4)、(10)及び(14)の認可並びに(7)の決定に係るものに限る。)。 (法8条6項、18条18	略		

1	略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			
	(7)～(10) 略			

12 子ども女性相談センター西部子ども相談センター

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 児童虐待の防止等に関する法律関係事務 法…児童虐待の防止等に関する法律	(1)～(6) 略			
	(7)～(10) 略			

13～28 略

29 土地改良事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1	略			
2 土地改良法関係事務 (香川用水土地改良区に係る事務を除く。) 法…土地改良法条…香川県土地改良施設の管理に関する条例 規…土地改良法施行細則	(1) 略			
	(2) 土地改良区又は土地改良区連合の役員の就任等の届出を受けること。(法18条16項、84条)	略		
	(3)～(22) 略			
	(23) 土地改良区、土地改良区連合又は共同施行者から規約その他の届出を受けること。(規2条、3条、4条2項、5条から7条まで、10条)	略		
	(24)・(25) 略			
	(26) 公告を行うこと ((2)、(10)及び(15)の届出、(3)、(9)及び(13)の認可並びに(6)の決定に係るものに限る。)。 (法8条6項、18条17	略		

	項、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)
3～6 略	

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～19 略				
20 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（高松土木事務所管内を除く。） 法…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(1)～(5) 略			
	(6) 認定協定建築主等に対し、認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告を求めること。（法53条5項）		○	
21～26 略				

32 略

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

	項、30条3項、48条9項・11項、52条の2第4項、53条の4第2項、54条4項、67条3項、95条3項・4項、95条の2第3項、113条の3第2項)
3～6 略	

30 略

31 土木事務所

関係事務	事 項	所長等 委 任	決裁区分	
			所長等	課長等
1～19 略				
20 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（高松土木事務所管内を除く。） 法…高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	(1)～(5) 略			
	(6) 認定協定建築主等に対し、認定協定建築物の建築等又は維持保全の状況について報告を求めること。（法53条5項）		○	
21～26 略				

32 略